# エコシティたかまつ環境マネジメントシステム (高松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) 改定支援業務委託仕様書

令和5年6月

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

#### 1 業務名称

エコシティたかまつ環境マネジメントシステム(高松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) 改定支援業務

# 2 業務目的

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第21条に基づき、「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム(高松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))」(以下「マネジメントシステム」という。)を策定し、事務・事業の実施における温室効果ガスの削減に取り組んできたが、令和3年度に改定した区域施策編に掲げた市域の温室効果ガスの削減目標に対応した目標の見直し及び取組の再編や、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づく取組との整合・連携を図る必要性が生じている。

一方、国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体のさらなる取組の強化・拡充に向けた体制整備や 所有施設の省エネルギー化等が求められており、本事業は、国が政府実行計画に掲げた温室効果ガスの 削減目標と遜色のないものを設定するとともに、実効性の高い行動計画としてマネジメントシステム の改定案を作成するものである。

#### 【現行計画の計画期間】

現行計画の計画期間は令和12年度までであり、運用開始の平成29年度から4年ごとの運用期間を設け、必要に応じてマネジメントシステムの見直しを行うものとしている。

現在は第2次運用期間にあたり、令和6年度初めを目途に一部改定を行うものである。

# 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

## 4 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

本業務は、温対法及び環境省が定める地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(令和5年3月環境省)(以下「策定マニュアル」という。)等の最新の知見に基づき、業務を遂行すること。また、高松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和4年3月改定)や、温室効果ガス排出抑制等に関係のある本市の関連計画、省エネ法に基づく取組との整合を図ること。

また、並行して実施される、「高松市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務」の調査結果等について、内容に盛り込むこと。

#### (1) 背景の整理

地球温暖化問題に関する国内外の動向や、本市の事務事業におけるこれまでの地球温暖化対策の取組等について整理すること。

### (2) 計画改定の趣旨

現行計画の総括的な点検・評価を実施し、その成果や課題を踏まえ、策定・改定の経緯や取組の実施状況及び目標達成状況についても整理すること。

(3) 基本的事項の整理

事務事業編の目的や、組織・施設・温室効果ガスの種類等の範囲を把握・整理すること。

(4) エネルギーの使用量及び温室効果ガス排出量等の把握及び課題の整理 各施設の運用状況、エネルギー使用量等、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の算定・推計 等に必要な情報を収集・分析し、課題を整理すること。

- (5) エネルギーの使用量及び温室効果ガス排出量の削減目標の設定、並びに目標達成に向けた取組の 検討
  - (4)で整理した課題や現行計画での達成状況等を考慮し、現行計画の見直しを含め、エネルギーの使用量及び温室効果ガス排出量の削減目標を検討すること。また、目標を達成するため、運用対策と設備更新の両観点から、実行可能な取組項目を設定し、具体的で実効性の高い施策を検討すること。
- (6) 達成目標の設定・検討
  - (5) で検討したエネルギーの使用量及び温室効果ガスの削減目標や、設定した取組項目について、達成状況の確認や進捗管理を目的とした、達成目標を設定すること。なお、進捗管理は毎年行う。
- (7) 進捗管理体制の検討

より効率的に組織が運用されるように、組織構成や人材配置等について検討すること。また、地球温暖化対策の措置に係る各々の部局に対して、各主体の具体的な責任と役割を明確にすること。

(8) 職員の意識改革に向けた取組の検討

本市職員に向けた、地球温暖化問題及びマネジメントシステムの啓発や脱炭素型行動の実践に関する意識付けのための取組について、検討・提案すること。

- (9) 高松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)素案の作成
  - (1) ~ (8) を踏まえた、事務事業編素案を作成すること。

# 5 適用範囲

本仕様書は、本業務に適用するものとし、本仕様書に明記のない事項であっても、委託業務処理に当 然必要と認められる事項については、本市の指示により、受託者の負担においてこれを処理すること。

#### 6 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と必要に応じて協議・打合せを行うこと。

# 7 業務スケジュール (予定)

令和5年 10月頃 第1回庁内会議

令和6年 1月中旬まで 「高松市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務」完了

令和6年 2月中旬まで 次期計画 (素案) 作成

令和6年 2月下旬頃 第2回庁内会議

令和6年 3月末まで 次期計画 (案) 完成

※完成した改定案を基に、令和6年度の早い時期に改定予定

#### 8 成果品

以下のものを成果品として提出すること。

- (1) エコシティたかまつ環境マネジメントシステム(高松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) 改定案(A4版)
- (2) 庁内検討会議の会議資料
- (3) 庁内検討会議の議事録
- (4) 上記に係る電子データー式

※(1)の電子データは、ワード、エクセル等でのファイルと、それぞれを変換したPDFファイル(検索を可能とすること)を提出すること。

#### 9 その他留意事項

- (1)業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、企画提案書での提案事項についても実施すること。
- (2) 受託者は、協議の都度、議事録を作成し、委託者に提出するものとする。
- (3) 成果品納入後に発生した、受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。また、受託者は、著作権を行使できないものとする。
- (6) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除するための最新の処理を実施するものとする。
- (7) 本業務の実施に関し、仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定する。

以上